

.....

インヴァストカード 会員特約

.....

第1条（名称）

インヴァストカード（以下「本カード」といいます。）とは、インヴァスト証券株式会社（以下「インヴァスト証券」といいます。）と株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）が提携して当社が発行するカードで、Visaカード機能を有します。

第2条（本会員及び家族会員）

1.本会員とは、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、インヴァスト証券を通して当社に入会の申込みをされ、当社が入会を認めた日本国内に居住する方をいいます。

2.家族会員（以下本会員と家族会員を総称して「会員」といいます。）とは、本会員が代理人として指定した家族で、本特約及びジャックスカード会員規約を承諾のうえ、当社に入会の申込みをされ、当社が認めた方をいいます。

第3条（年会費）

1.本カードの年会費（カード盗難保険料及び消費税を含みます。）は、本会員の入会初年度は無料とし、次年度より本会員は1,375円（うち消費税125円）、家族会員は1名につき440円（うち消費税40円）を、毎年当社所定の時期に支払うものとします。

2.前項にかかわらず、本会員及び家族会員を含めた、前年度のカードショッピングのご利用回数合計が1回以上の場合は、次年度の年会費を無料とします。（なお、ご利用加盟店の事務処理上等の都合により、ご利用日が対象期間内であっても売上データ等が対象期間内に当社に到着しない場合は、前年度の利用と判定されず、次年度の利用と判定される場合があります。）

3.次年度以降の年会費については、前項と同様の対応とします。

第4条（カードキャッシングの支払金の支払方法）

1.1 回払の場合、融資金に利息を加算し一括してお支払いいただきます。利息は融資金に対して実質年率18.00%の割合で日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、利息は融資金に対して、当社が本会員に請求を行った月の初日（但し、利用日以降）から返済日までの期間の日割計算となります。

2.(1)リボルビング払の毎月の支払元金は、当社が設定した金額のうちから当社又は本会員が指定した金額とします。支払元金が指定した金額以下となる場合は、残元金全額とし、これに利息を加算してお支払いいただきます。

(2)利息の実質年率は15.00%とし、前回返済後のリボルビング利用元本残高に対して、前回返済日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算となります。なお、ご利用後第1回返済分の利息の計算はご利用日の翌日から次回返済日までの期間の日割計算とします。但し、日本国外でカードキャッシングを利用した場合、第1回返済分の利息は、当社が本会員に請求を行った月の初日（但し、利用日以降）から返済日までの期間の日割計算となります。

第5条（カードキャッシングの期限前弁済）

会員は、カードキャッシングの支払金を期限前に弁済することができるものとします。その場合には、前条の規定にかかわらず第1回返済の期限前の融資金についてはその利用日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、第2回以降の返済の期限前の融資残高については前回返済日の翌日より期限前弁済日までの期間に対して、それぞれ実質年率18.00%（但し、リボルビング払は実質年率15.00%）の割合で日割計算した利息を融資金又は融資残元本に加算してお支払いいただきます。

第6条（適用）

本特約に定めのない事項については、ジャックスカード会員規約によるものとし、本特約とジャックスカード会員規約が重複する規定については、本特約が優先されます。